

湖西市条例第 15 号

湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

湖西市長

田内 隆之

湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条及び次条において「法」という。）第 34 条の 15 の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）及びこれに準じて市が行う事業（次条及び第 3 条においてこれらを「湖西市乳児等通園支援事業」という。）の利用料徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第 2 条 湖西市乳児等通園支援事業を利用する乳児（法第 4 条第 1 項第 1 号の乳児をいう。）又は幼児（同項第 2 号の幼児をいう。）（規則で定める者に限る。）の保護者は、利用料を負担しなければならない。

2 前項の利用料の額は、同項の乳児又は幼児 1 人につき、1 時間当たり 300 円とする。

(納期限)

第 3 条 前条第 1 項の利用料の納入の期限は、湖西市乳児等通園支援事業を利用する日とする。

(利用料の減免)

第 4 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 2 条第 2 項の額を減額し、又は同条第 1 項の利用料を免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。